東京電力(株) 福島第二原子力発電所

平成26年度 不適合管理委員会報告情報(平成27年 1月 7日(水)分)

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。 法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成27年 1月 7日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

 区分 I:
 該当なし

 区分 II:
 該当なし

 区分 II:
 該当なし

 その他:
 3 件

٠ر ٠,	, IE.	<u>ა 計</u>		
NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉補機冷却系第1中間ループポンプ(A)のモーター負荷側軸受において、潤滑油(グリス)が補給できないことが認められたため、当該軸受を点検・修理。	対象外	H27.9.18再審議 にてグレード変 更 GⅢ→対象外
2		照明用分電盤(LP-3T41)において、回路No. 1(タービン建屋2階、空調機室照明)の絶縁抵抗測 定値に判定値外れが認められたため、当該回路を点検・修理。	GⅢ	
3	1.7年849	廃棄物処理建屋地下1階に設置されている加熱蒸気戻り系配管において、配管の孔食部より蒸気凝縮水(非放射性)の滴下(5秒に1滴)が認められたため、当該配管を点検・修理。 なお、応急処置を行い漏えいは停止した。	GⅢ	